

# 第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会

## <議事録>

日時：平成20年5月28日（水）

13時30分～15時30分

場所：浦安市健康センター第1会議室

事務局： 開会宣言

委嘱状の交付： 市長より交付

市長挨拶

事務局： 市長はこれにて退席させていただきます。

さて、浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要項第3条第2項に基づきまして、学識経験者を委員長とし、以降の進行につきましても委員長にお願いしたいと思います。それでは委員長に就任のご挨拶をお願い致します。

委員長挨拶

委員長： はじめに、浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要項」第4条第2項に基づきまして、副委員長の選任を行いたいと思いますが、副委員長は委員長が指名することになっていますので、副委員長は健康福祉部長にお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長： それでは健康福祉部長、よろしくをお願い致します。それでは議題に移らせていただきます。先ず議題（1）「設置要綱について」事務局より説明願います。

事務局： 最初に、資料P17にあります設置要綱について説明させていただきます。浦安市障がい者福祉計画策定委員会については、平成20年4月から平成21年の3月までの設置となります。

この委員会におきましては、設置要綱第2条にも定められているとおり、計画を推進するための審議に関することと、またその他計画の推進においての必要な事項を協議します。次にこの委員会の組織につきましては、第3条に定められているとおり、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織し、委員長については、学識経験のある者をもって充てます。副委員長については、委員長の指名をもって充てます。委員については、別表1の職にある者をもって充てることとしています。ここで別表1に関しまして、修正箇所があります。まず千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」の県の部分の県を削除して下さい。次に市職員の欄の⑤の子育て家庭課長をこども家庭課長に訂正して下さい。最後に、パーソナルアシスタンスとも、NPO法人タオ、NPO法人フレンズが福祉団体代表になっていますが、これらの事業者を保健・医療・福祉関係代表者に入れて下さい。

続きまして、浦安市障がい者福祉計画の概要を説明させていただきます。資料のP6をご覧ください。現行の浦安市障がい者福祉計画は、市町村障害者基本法第9条に基づく障害者計画と、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画を一体とした計画になっています。この現行計画については平成19年3月に策定し、第1章から第4章までは、障害者基本法に基づく障害者計画で、第5章については、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画と

なっています。

次にP10をご覧ください。浦安市障がい者福祉計画についての具体的な施策体系についてですが、1の理解と交流の促進から7の自立と社会参加の促進が、現行計画の第1章から第4章までに載っている事項になります。また障害者自立支援法に基づく第1期障害福祉計画については第5章に載っている事項となり、この現行計画書1冊に、障害者基本法に基づく計画と、障害者自立支援法に基づく計画を合わせたものになっています。この第5章には、障がい福祉サービス等による具体的な目標数値を載せています。

次にP9をご覧ください。障害者基本法に基づく市町村障害者計画については平成10年度から平成14年度までが前期の計画期間でしたが、平成15年度に支援費制度等が始まることとなり、中間の見直しを1年繰り下げ、平成15年度を見直しの時期とし、後期計画については、平成16年度から平成20年度となっています。またこのような中で、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、市町村障害福祉計画が義務付けられるようになりました。浦安市においても、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度から3年間の期間として、市町村障害福祉計画を策定したところであります。よって、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、平成20年度に計画期間が終了することから、今年度において、両方の計画を策定していかなければなりません。

次に資料のP14をご覧ください。ここには、今後の浦安市障がい者福祉計画の策定方法を載せてあります。まずは現行計画の各施策の進捗状況の確認と評価を行い、平成20年7月から8月にかけて、アンケート調査内容の検討と実施を考えています。次に各障がい者団体に対するヒアリングを平成20年10月から実施する予定です。またパブリックコメントについても11月頃に実施したいと考えています。また浦安市では、障害者自立支援法が施行されてからは、相談支援事業を強化し、様々な地域課題に取り組むために、地域自立支援協議会を設置しました。この地域自立支援協議会とも綿密な連携をはかりながら、計画を策定していきたいと考えています。以上です。

委員長： 2つの法律が輻湊したものになっていますが、浦安市の場合は、1つの計画となっています。ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問等があれば、おっしゃってください。

(質問者なし)

委員長： 質問等がないようでしたら、次の議題に進んでもよろしいでしょうか。それでは次の議題(3)「浦安市の現状について」事務局より説明をお願い致します。

事務局： 議題(3)「浦安市の現状について」ご説明させていただきます。

はじめに①身体障害者手帳所持者数についてですが、浦安市の平成19年度末の身体障害者手帳所持者数は2,541人で、そのうち、障がい種別ごとにみると、肢体不自由1,374人、内部障がい770人、聴覚・平衡機能188人、視覚169人、音声・言語そしゃく機能40人の順になっており、平成10年度末からの伸び率をみると、全体で約1.8倍増となっています。また、内部障がいの障がい部位の内訳は、心臓機能障がい391人、腎臓機能障がい207人、ぼうこう・直腸機能障がい105人、呼吸器機能障がい35人、免疫機能障がい27人、小腸機能障がい6人の順でした。

次に②の療育手帳所持者数ですが、浦安市の平成19年度末の療育手帳所持者数は505人で、そのうち重度障がいのある方は218人、軽度障がいは166人、中度障がいは121人でした。ここでいう重度障がいとは、障害者相談センターで判定を受けた障がい程度が㊸、

Aの1、Aの2の方です。中度障がいとはBの1の方で、軽度障がいとはBの2の方です。また平成10年度末からの伸び率をみると、全体で約2倍増となっています。

最後に③精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担受給者数についてですが、浦安市での精神障害者保健福祉手帳所持者数及び通院費公費負担をみると、年々増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年度末では269人で、平成10年度末からの伸び率をみると、約6倍増となっています。また統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症等の精神疾患により、継続的な治療を要する方の通院費の助成、いわゆる「通院費公費負担」の受給者については、平成17年度をピークに若干減少傾向にあるものの、平成10年度末からの伸び率をみると、約2.6倍と大幅な増加となっています。

また全国においては、約302.8万人の精神障がい者がおり、そのうち約35.3万人(12%)の方が精神科等の病院に入院しています(平成20年4月23日社会保障審議会資料)。またその多くの患者が長期間の入院を強いられているのが現状となっています。

次に[追加資料【現状】]をご覧ください。④社会資源(サービス等)について、市の新規事業としては、まず「夜間安心訪問ヘルプサービス事業」がありますが、この事業は、深夜や早朝の介護の手が手薄になる時間帯に、ベッドから落ちてしまって起き上がることができない」「下着を汚してしまったが着替えることができない」などの本人や家族では対処が困難な緊急時に、ホームヘルパーが自宅に訪問し、必要な支援を行う「夜間安心訪問ヘルプサービス随時訪問介護」を平成20年2月から開始しました。この随時訪問介護サービスのサービス提供時間は、午後10時から翌日の午前6時までの時間となります。また平成20年5月25日現在でこのサービスを利用されている方は、計17人(介護保険対象者14人、障害福祉対象者3人)となります。また平成20年4月からは、定期的に行われる排せつ介護等のサービス提供を行う「夜間安心訪問ヘルプサービス定期訪問介護」についても実施しております。

次に、通院ヘルプサービス事業についてですが、この事業は、障害者自立支援法及び介護保険法では原則的に利用できない医療機関内の介助及び医療機関から他の医療機関への移動について支援する事業です。対象者としては、障害者自立支援法に規定する障害程度区分の認定を受けた方もしくは、介護保険法に規定する要介護認定を受けた方が対象となります。要支援認定を受けた方は対象にはなりません。また利用料については、障がい者の方の場合は30分につき70円、高齢者の方については30分につき80円で設定しています。この制度は、昨年度の第2期基本計画策定にかかる市民会議や、障がい者及びその家族からの希望があり実施したものです。この通院ヘルプサービス事業を利用されている方は、全体で24人(介護保険対象者22人、障がい者2人)となります。

次に「就労支援センター」についてですが、平成20年4月から旧第一福祉作業所内において事業を開始しました。この就労支援センターは障がいのある人が、地域で自立し、自分らしく生きていくことを目標として、障がいのある方の就労支援と、企業が障がいのある方を安心して雇用できるための企業支援を行っております。事業を運営している法人は、NPO法人タオになり、またこのセンターを利用できる方は、浦安市に居住し、障がいのある方とご家族、義務教育を終了した15歳以上の方、浦安市に登録の法人となります。

次に既存のサービスとして、まず「障害者自立支援法による介護給付(居宅介護など)及び訓練等給付(就労移行、就労継続支援)サービス」についてですが、平成18年度より障

害者自立支援法に基づく介護給付サービスや訓練等給付サービスを実施していますが、浦安市では、利用者負担の増大を回避するために、平成18年10月から「障がい福祉サービス・補装具・地域生活支援事業」を利用する在宅生活者に対して、平成20年度までの時限措置として、利用者の負担軽減策を実施しています。国が定める所得区分「低所得1と低所得2の世帯」いわゆる市民税非課税世帯については月額負担上限額を0円とし、また一般世帯（市民税課税世帯）については、国基準である37,200円のところを18,600円に引き下げています。また収入認定については、成人の利用者の場合、本人の収入で認定することとしています。今年度でこの軽減策は終了となるため、今年度において検討が必要になります。

次に自立支援医療についてですが、この制度は、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する方が対象となり、自己負担については、原則として医療費の1割負担となります。平成18年度の申請者は、更生医療が39人、育成医療が26人（肢体不自由1人・視覚1人・音声言語7人・先天性内臓17人）、精神通院医療が768人でした。

次に補装具についてですが、身体障がい者に対し、仕事やその他日常生活の能力の向上を図るために、身体障がい者の機能の現況や性別、年齢、生活環境等の諸条件を考慮した上で、車椅子等の補装具の購入や修理に要した費用について、障害者自立支援法の規定する公費負担分や自己負担助成分（非課税世帯分）を支援しています。平成18年度の実績では1,389件の補装具の交付があり、135件の修理の申請がありました。

次に地域生活支援事業の「相談支援事業」についてですが、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより障がい者が自立した生活や社会生活を営むことを支援するためのものです。相談受付時間については24時間365日で、またこの事業については、市内の社会福祉法人に事業を委託しており、今年度から浦安市障がい児・者総合相談センターとして名称を変更して障がい者等の支援を行っています。

次に「移動支援事業」についてですが、障がい者等の移動を支援することによって、障がい者等の社会参加を促すことを目的として、平成18年10月から実施しています。この移動支援事業を利用している方は、平成18年度の実績としては、身体障がい者・児が66人、知的障がい者・児が79人、精神障がい者が3人で計148人の利用でした。

次に「コミュニケーション支援事業」についてですが、聴覚や言語機能、音声機能その他の障がいのために、意思疎通を図ることが支障のある方に対して、手話通訳や要約筆記等の方法によって意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としたものです。また浦安市では、聴覚障がい者等が来庁した時に、サービスの低下を招かないように、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置しております。

その他としましては、障害者手帳に係る各種サービス（ガイドブック参照）があります。浦安市で行っている障害者手帳に係る各種サービスについての内容については、本日お配りした青色の冊子の「障がい福祉ガイドブック」（平成19年度版）に詳細な内容が書いてあります。この中で主なる制度についてご説明させていただきます。まずはお手元の冊子のP16をご覧ください。

成人の方の場合、「重度心身障がい者手当」が市の手当てとして支給されます。身体障害

者手帳の交付を受けた方で、居宅において1か月以上ねたきりの状態であり、常時介護を必要とする65歳未満の方については月額20,000円を、身体障害者手帳1級及び療育手帳④からAの2の方については月額14,000円を、また身体障害者手帳2級の方については、月額8,000円を支給させていただいております。この手当を受給されている方は、平成18年度実績で、実人数が437人（延人数5,139人 ねたきりの方実人数14人・身体障害者368人・知的障害者55人）となります。

次にP30の「バス回数乗車券の支給」についてですが、この制度は、障がい者の外出を支援し、社会参加を促進する目的で、市内を運行している東京ベイシティ交通のバス回数券、2,750円分を手帳所持者全員に交付しています。平成18年度では、身体障害者1,249人、知的障害者222人、精神障害者164人の方に回数券を交付させていただきました。

次に隣のP31をご覧ください。「福祉タクシー」制度ですが、こちらもバス回数乗車券の支給と同様、障がい者の外出を支援する目的で事業を実施しています。具体的な内容としては、浦安市と契約したタクシー会社のタクシーを利用した時に、タクシー料金の半額を助成する制度になります。平成18年度では実人数が474人で、延べ12,611回のご利用がありました。

次にP37をご覧ください。

この「重度障がい者医療制度」ですが、重度障がい者の健康の保持と、生活の安定を図ることを目的として事業を実施しています。具体的な内容としては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④からA2、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳3級と療育手帳Bの1の重複障がいの方を対象として、保険診療の自己負担金のうち高額療養費等を除いた金額を助成するものです。平成18年度までは、身体障がい者と知的障がい者に限定された制度でしたが、精神障がい者についても医療費の負担は大きく、健康の保持と生活の安定を図ることを目的として、平成19年4月から精神障害者1級の方についても、対象としました。平成18年度の実績としては、実人数1,032人、延べ申請件数26,472人の利用がありました。

最後に浦安市内の施設のご紹介ですが、まずは浦安市障がい者福祉センターについて、この通所施設には、知的障がい者更生施設、知的障がい者授産施設、福祉作業所、デイサポートセンター、一時ケアセンターがあります。

また小規模作業所については、現在、浦安市内に3箇所あり、浦安手をつなぐ親の会が運営する「ワークデあいらんど」と「あいポケット」が当代島地区にあります。「ワークデあいらんど」では、焼き菓子の製作や販売等を行っています。また「あいポケット」では、牛乳パックからのハガキの製作や封入作業等を行っています。また「浦安を創る会エンジョイ」が運営する「エンジョイワークセンター」では、封入作業、パンづくり、清掃作業等を行っています。

その次のグループホームとケアホームについては、NPO法人フレンズが運営しているブレーメンの家があります。このケアホームについては、今年の1月に県の指定を受け、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、知的障がい者又は精神障がい者に対して、食事などの介護や、日常生活上の支援を行っています。

最後に地域活動支援センターについてですが、このセンターは、障害者自立支援法の市町

村事業である地域生活支援事業の一部のサービスとなっております。主な内容としては、障がい者に対して、創作活動等の機会の提供や、社会との交流の促進、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を提供する場所となっております。浦安市では、現在4箇所あります。18歳以上の身体障がい者を対象として、機能訓練や社会適応訓練、書道や茶道、パソコン等の各教室を行う身体障がい者福祉センターと、18歳以上の知的障がい者を対象としたデイサポートセンター、市内に居住する精神科に通院中の方を対象としたソーシャルサポートセンターがあります。また今年の4月から、今川地区に社会福祉法人パーソナルアシスタンスともが運営する地域活動支援センターともが開設されました。

委員長： ただいまの説明に関して、何かご質問やご意見等がありますか。

(質問者なし)

委員長： ではご意見が無いようでしたら、次の議題に移らせていただきます。議題(4)「障害者自立支援法の動向について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 障害者自立支援法の制度変更について、大きく7点があげられます。

まず第1に「1. 通所サービスに係る単価の引き上げ」があります。お手元の資料P25をご覧ください。この趣旨としては、障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて、報酬を支払う「日額払い方式」としてあります。また「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた食事提供体制加算等の加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところではありますが、依然として事業運営に不安を訴える意見がありました。ここでの激変緩和措置とは、障害者自立支援法が始まる前のサービス体系(旧身体障害者更生施設・旧身体障害者療護施設等)から、障害者自立支援法の新しいサービス体系(療養介護・生活介護・自立訓練・就労継続支援等)に移行する時に、事業者の運営に影響が生じないために、新体系への移行前の報酬単価の90%を保障するというものです。このような状況の中においても依然として運営に不安を抱く事業者が多かったことから、事業者の経営基盤の強化を図る更なる措置として、日額払い方式の影響が大きい通所サービス、例えば生活介護や自立訓練、就労移行支援、旧身体障害者通所更生施設などについて、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより、本体報酬の単価を4.6%引き上げることとしました。具体的な報酬単価の変更例としてはP26の「生活介護」の単価報酬を参考までに載せさせていただきました。

次にP27をご覧ください。2番目として、「通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和」があげられます。通所サービスについて、定員を超えて利用者を受け入れる場合に報酬が減額されることとなる利用者数の基準を緩和するというものです。今年の3月までは、例えば生活介護サービスの場合を見た時、利用者の数が利用定員を超えた場合は、30%の減算がありました。今年の4月からは、次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする(定員超過利用減算を行わない)とするものです。まず(1)過去3ヶ月間の利用実績による取り扱いとして、例えば、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えることです。次に(2)1日あたりの利用実績による取り扱いとして、定員50人以下の場合には定員の1

50%を超えること、定員51人以上の場合は、定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えることです。

次にP28をご覧ください。こちらは居住系のサービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算いわゆる入院時外泊加算についてです。こちらでも事業者の経営基盤の強化を図ることを目的として、居住系サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に、障害福祉サービス費用等を支払う措置についてさらに拡充するものです。

具体的には、(1)施設入所支援・旧法施設支援については、入院外泊加算が算定できる8日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に、日額の加算を算定できる仕組みを作りました。また(2)障害児施設支援については、12日を超える入院・外泊について、加算することができる仕組みをとしました。最後に(3)共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)については、利用者の入院時や帰宅時の支援を行った場合に、新たに日額の加算を行うことができる仕組みを作りました。この内容が分かりやすく図にしたものがP29とP32になります。

P32をご覧ください。グループホーム・ケアホームの入居者が入院した場合は、今年の3月までは左側の入院時支援特別加算の単位を用いていましたが、4月からは入院時支援特別加算と新設された長期入院時支援特別加算のいずれかを選択し算定していただくこととなります。また帰宅時の取り扱いについても、今までどおりの帰宅時支援加算か新設された長期帰宅時支援加算のいずれかを選択し算定していただくこととなります。このグループホーム・ケアホーム入居者の入院時又は帰宅時の取り扱いについての具体的な例がP34になります。例えば、ケアホーム入居者が4月1日から12日までの期間、入院した場合は、入院時支援特別加算の入院期間7日から12日の単位1, 122単位を用いるか、長期入院時支援特別加算の1日あたり122単位の8日分の976単位を用いるか選択した場合、上の入院時支援特別加算の単位数が高いため、1, 122単位を選択するようになります。またその下のグループホーム入居者の入院期間が4月1日から21日までの期間、入院した場合は、入院時支援特別加算7日から16日の単位1, 122単位を用いるか、下の長期入院時支援特別加算の1日あたり76単位の17日分の1, 292単位を用いるかを選択した場合、下の長期入院時支援特別加算の単位数が高いため、1, 292単位を選択するようになります。

次にP35をご覧ください。こちらは、就労継続支援B型のサービス費の算定要件の緩和についての内容となります。この就労継続支援B型とは、障害者自立支援法での訓練等給付に位置づけられるものであり、通所により就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に向けて支援を行うもので、雇用契約は結ばないサービス内容となっています。この具体的な変更点としては、特定の旧法指定施設を利用していた重度障がい者について、新体系の移行後、利用者にとってふさわしい支援サービスに移行するまでの間、就労継続支援B型事業所での受け入れを継続させるため、平成20年3月までの就労継続支援B型サービス費(I)の算定要件を緩和するものです。平成20年3月までの就労継続支援B型サービス費(I)の取り扱いとしては、就労継続支援B型事業において、①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。また平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあっては100分の20以上であり、また職業指導員及び生活指導員の配置が7.5対1以上であることが条件とされ、それ以外の事業所については、就労継続支援B型サービス費(II)の単位数を用いることとなり、就労継続支援B型サービス費(I)の単位数よりも概ね1

00単位程度少ない単価で算定しなければならないとされていました。しかし改正後では、①利用者のうち障害基礎年金1級の受給者が100分の50以上であること、また平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあっては100分の10以上と引き下げられ、就労継続支援B型サービス費（I）での算定枠が広がりました。

次にP36をご覧ください。点線内に「工賃倍増5か年計画」とありますが、この計画の内容としては、障がいのある方が地域で経済的にも自立して生活するために、授産施設や就労継続支援事業所等を利用して働いている方の工賃水準を引き上げていくために平成19年度から実施したものです。この事業は都道府県ごとに、授産施設や就労継続支援事業所等における工賃の倍増を図るための具体的な計画として「工賃倍増計画」を策定し、この計画に基づいて実施する事業に対して国が財政面で支援するものです。千葉県においても、この「工賃倍増計画」を受けて、平成20年度に「千葉工賃向上チャレンジプラン」を策定し、平成18年度の千葉県平均工賃月額である12,024円（対象施設→就労継続B型・授産施設・小規模通所授産施設）を平成23年度にはその約2倍の2万4千円を目標として、施設運営から事業運営への意識改革や、施設の工賃の支払い能力の向上を目指して、経営コンサルタントや千葉県障害者就労事業振興センター等の工賃向上チームが、収益性の高い事業への移行や販路拡大などの支援を行うこととしています。障害者自立支援法の訓練等給付サービスである就労継続支援B型についても、工賃倍増5か年計画を積極的に推進するため、新たに「工賃達成加算（Ⅱ）」を設けました。この「工賃達成加算（Ⅱ）」を算定できる要件としては、2の算定要件にもございますように、①として、前年度に、当該事業所の利用者に対して支払った工賃の平均額が、次のいずれにも該当することとされています。アの前々年度の平均工賃額を超えていることと、次にイとして、当該年度における各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていることが必要要件になります。また②として、当該事業所が、各都道府県において取り組む「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する各事業に積極的に参加し、「工賃引き上げ計画」を作成（予定を含む）していることが条件となります。加算報酬については、下の表のとおりとなります。

次にP39をご覧ください。ケアホームの入居者が個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合について、平成20年3月までは障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者としていたものを、障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者に対象者を拡大するものです。行動援護対象者は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい者であって、常時支援や介護を要する方が対象となっており、意思表示や多動、他害行為の有無等の行動援護にかかる調査の項目点数が10点以上の方を対象としています。また重度訪問介護対象者は、重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が対象となっており、その具体的な内容として、二肢に麻痺があり、また障害程度区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもできる以外と認定されていることとなっており、比較的用户者が限定されたものになっていましたが、障害程度区分4以上の者で、ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられており、ケアホームでのホームヘルプサービスの利用について、市町村が必要性を認めた場合について、ケアホームにおいて特例的に入浴・食事・排泄・衣服着脱等のホームヘルプサービスを利用できることとなりました。この取り扱いについては、平成21年3月31日までの時限措置となっています。



次にP44をご覧ください。小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するために、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合は、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和するものです。都道府県知事が認める一定の要件としては、例えば将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において障がい福祉サービス事業を行う場合とされています。この取り扱いについては、平成24年3月31日までの時限措置とされています。現在、浦安市内には就労継続支援B型を行う事業所はありませんが、近隣市の市川などでは、現在10箇所程あります。

次にP45をご覧ください。こちらは居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大についてですが、現行の通院介助の取り扱いとしては、居宅介護利用者が病院等へ通院する場合の介助のみ対象とされていましたが、対象の範囲を拡大し、現行の病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続き又は相談のために官公署を訪れる場合を対象として追加しました。また相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含みます。

次にP46をご覧ください。行動援護の支援対象者の見直しについてですが、行動援護については、サービス利用希望者について、認定調査を行い、その積み上げ点数が10点以上とされていましたが、行動援護の支援により10点以下となり支援を受けることができなくなってしまった方、また強度行動障害手前の方で行動援護の支援があることによって2次障害（強度行動障害）を防止することが可能な方についても行動援護の対象者として、強度行動障害にならないための予防的措置の実施を目的とし、今までの認定調査項目の点数を10点以上から8点以上に引き下げました。

最後にP47をご覧ください。こちらは小規模事業加算・小規模事業夜間支援体制加算の見直しになります。小規模事業加算とは、平成18年から平成19年までにグループホームの指定を受けている共同生活介護、共同生活援助事業所のうち、共同生活住居の入居定員が4人又は5人であるものとして、都道府県知事に届け出た事業所において算定できるものとなっています。また小規模夜間支援体制加算については、ケアホームのみが算定できるものであり、夜間の支援体制を確保していた場合に算定できるものです。これらの事業加算については、平成21年3月31日までの時限措置とされており、平成20年度の各報酬単価については、平成19年度の2分の1とされていましたが、これを見直し、平成19年度と同額にしたものです。また小規模事業加算について、複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲、具体的には、個別の共同生活住居間を概ね10分程度で移動できる範囲にある場合についても、個々の共同生活住居ごとの入居定員により算定することを可能にしました。以上です。

委員長： ありがとうございます。今年の4月からの障害者自立支援法の制度改正について、事務局より詳細な説明がありました。このことについて何かご意見等がありますか。特に浦安市では、就労継続支援B型はないということでありましたが、本日お集まりいただきました委員の皆様の中には直接的に関係があるのではないのでしょうか。現場を色々ご覧になられている委員の皆様に、現実的なところをお聞かせいただけませんか。世間では障害者自立支援法を廃止すべきであるという意見も数多くありますが、現場で勤務されている皆様のこの制度に関する感想をいただけませんか。

委員： グループホームを立ち上げたが、事務的なことが大変複雑で、本来のケアよりも、事務に

かなりの時間をとられている。障害者自立支援法が施行されてからは、請求方法が電子請求に変わり請求事務にかなり時間がかかるようになった。国は運営者側に対し、少しでも配慮しているのかと思う。またグループホームの経営者はアパート経営と同じで、定員が5名だとしても3名しか入居しなかった場合には、その3名分のみしか収入がない。私の経営するグループホームは浦安市で第1号でありますので、これからグループホームを経営しようとする人達にも、今後安定した経営ができるように整備していくことが必要であると痛切に感じています。

委員： 先程、事務局からご説明のあったように、医療請求についても、かなり詳細で複雑なところがあります。しかしながらこのような請求を、障がい福祉の分野にも広げることについては疑問であります。

委員長： このような委員会での意見について、前回の計画の策定時において、県などに対し、要望や意見として出したことはないのでしょうか。

事務局： 県の研修の会の場合等で意見として出したことはあります。

委員長： 私は他の市でも計画策定に関わったことがあります。計画策定時に要望や意見がでた時には、県に対し要望として出したことがあります。私は国や県に対して、これらの問題をだまっている訳にはいかないものであると思っています。

時間も少なくなりましたが、その他の意見等はございますでしょうか。

委員： 前回の計画の策定時に、各障がい者団体のヒアリングでは様々な要望の申し入れをしました。この時には、幅広い要望や意見等という形で出していて、その中で計画事項以外の要望についても数多く出しています。これらの要望や意見に対して検討されているのか、また現在どういう状態なのか見当が付きません。前回の計画策定時の要望や意見に対する市の考えを何らかの形で教えていただきたいと思う。また今回、計画を策定していくにあたって、前回の要望の結果を教えていただきたい。

委員長： 委員の皆様様の様々な貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、今年度、障がい者福祉計画を策定していく上で、障がい者に対しての合理的な配慮をどのようにしていくか、またどうしていくのかということについても考えていかなければならないと思っています。また冒頭にもお話させていただきましたが、障害者権利条約等の国の動向についても意識をしながら、考えていかなければならないと思っています。最後に事務局より連絡事項等をお願い致します。

事務局： 資料P49ページをご覧ください。情報公開に関する承認についてご説明させていただきます。この「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」につきましては、浦安市情報公開条例第23条に基づきまして、情報公開の対象となります。公開内容については、附属機関等の概要、委員名簿（氏名・所属・性別のみ）、会議開催案内、傍聴要領、議事録になります。なお議事録は、発言については、委員の氏名は公表せず、委員と記載することとします。またこの議事録については、会議終了後に委員あてに送付し、委員全員の承認を得た上で最終確定とし公開することとします。これらの内容の公開場所としては、浦安市のホームページ上とさせていただきます。